

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、障害者総合支援法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護給付費等に関する事務を実施するに当たっては、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努め、これを利用し、又は保管する際には、担当者以外の者によるチェック体制を構築するなど、取扱いに関して十分に配慮する。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和1年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 給付等の対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会し、及び対象要件の適合性又は負担能力を確認するため、本人、配偶者又は同居家族の所得課税状況等を照会する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理、支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 ・他の法令による給付との調整 ・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払い ・指定自立支援医療機関の選定 ・医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ・障害支援区分の認定、変更の認定
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity福祉共通 ・Acrocity福祉 心身障害台帳 ・障害者自立支援システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)

2. 特定個人情報ファイル名

障害者自立支援情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の12の項、同34の項、同84の項</p> <p>【各手続の根拠】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条、第34条、第35条、第51条の5、第51条の6、第51条の7、第51条の13、第51条の16、第51条の17、第51条の18、第53条、第54条、第56条、第57条、第58条、第70条、第71条、第73条、第75条、第76条の2</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第2条、第10条、第12条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条、第21条の2、第21条の3、第26条の3、第26条4、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条、第42条の2、第42条の3、第42条の4、第43条、第43条の4、第43条の5、第43条の6</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第31条、第12条、第12条の2、第14条、第26条の2、第26条の3、第27条、第31条の2、第31条の3、第34条、第34条の3、第34条の4、第34条の31、第34条の32、第34条の33、第34条の34、第34条の35、第34条の36、第34条の53、第34条の54、第35条、第38条の2、第39条、第40条、第41条、第42条、第45条、第47条、第48条、第49条、第54条、第64条の2、第64条の3の2、第64条の3の3、第64条の3の4、第64条の3の5、第64条の4、第65条、第65条の9の2</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉部福祉課しようがい者福祉係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:fukushi@city.yame.lg.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所